

(医療機関向け)

菊陽町重度心身障害者医療（重心医療）費助成の内容について

■現行：償還払方式

受給資格者は、医療機関診療後、領収書または医療機関からの診療報酬証明書を持参し、菊陽町福祉課に申請手続きを行い、その後、自己負担額を除いた額を、申請から約1～3ヶ月後に受給資格者の口座に振り込む。

■令和6年12月診療分から

これまでの償還払方式に加えて、現物給付方式を導入する。

※健康保険の種類・年齢によって内容が変わります。

健康保険の種類	年齢	支払い方法	医療機関窓口での徴収（支払い）
○国民健康保険 ○社会保険 ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・共済組合 等	70歳未満 (一般)	現物給付	<重心医療自己負担額> ○入院：1医療機関 2,000円/月まで ○外来：1医療機関 1,000円/月まで ※調剤薬局や訪問看護ステーションでも1,000円/月までの徴収をお願いします。 ※「菊陽町重度心身障害者医療費受給資格者証」(水色)の確認をお願いします(公費負担番号の記載があります)。
	70歳以上 75歳未満 (前期高齢者)	償還払	これまでどおり健康保険証の自己負担額(1割～3割)を支払う。 その後、町に領収書等を持参し、助成申請を行う。 ※「菊陽町重度心身障害者医療費受給資格者証」(水色)をお持ちですが、公費負担番号は「***」が表示されています(現物給付対象外です)。
○後期高齢者医療保険	75歳以上 (後期高齢者)	償還払	これまでどおり健康保険証の自己負担額(1割～3割)を支払う。 その後、町に領収書等を持参し、助成申請を行う。 ※「菊陽町重度心身障害者医療費受給資格者証」(水色)をお持ちですが、公費負担番号は「***」が表示されています(現物給付対象外です)。

■医療機関等における取扱いについて

1 現物給付の条件 ※現物給付は窓口での受給資格者証の提示が必要です。

重心医療について、現物給付ができていないには、下記の項目を満たす場合に限りです。

- ① 窓口負担額が月 21,000 円未満の者（国民健康保険加入者の場合、診療点数の総点数が月 7,000 点未満の場合）
- ② 年齢が 70 歳未満の人
- ③ 「菊陽町重度心身障害者医療費受給資格者証」(水色)が発行されている者
- ④ 熊本県内医療機関等での保険診療、保険調剤、訪問看護診療（※針・灸・あんま・マッサージは現物給付の対象外です。）
- ⑤ 医療機関の窓口で、受給資格者証と健康保険証やマイナンバーカードを提示した場合
（※医療費が高額になる場合は、「限度額認定証」等のご確認をお願いします。）
- ⑥ 健康保険が適用されるもの

2 現物給付の対象とならないもの

次の場合は、現物給付の対象となりませんので、通常の保健診療等の取扱いをお願いします。

- ① 年齢が 70 歳以上 75 歳未満の者（前期高齢者）、年齢が 75 歳以上の者（後期高齢者）
- ② 窓口負担額が月 21,000 円以上の者（国民健康保険加入者の場合、診療点数の総点数が月 7,000 点以上の場合）
- ③ 医療機関で受給資格者証の提示がない場合（※受給資格者から町の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。）
- ④ 熊本県外の医療機関・薬局での診療及び調剤の場合（※受給資格者から町の窓口へ申請をし、後日口座へ振込む「償還払い」となります。）
但し、熊本県外の医療機関で処方箋の交付を受け、熊本県内の薬局で調剤サービスを受けた場合、調剤については現物給付の対象となります。
- ⑤ 交通事故等の第三者行為による診療の場合
- ⑥ 健康保険が適用されないもの

3 現物給付の場合の重心医療自己負担の徴収

医療機関の窓口では、受給資格者証に記載されている重心医療自己負担額（入院：2,000 円/月、外来：1,000 円/月）まで徴収し、保健診療の一部負担金額（3 割等）と重心医療自己負担額（一部負担金額が重心医療自己負担額に満たない場合は、保健診療の一部負担金額）の差額を、医療機関等から審査支払機関に請求していただくことになります。

なお、保健診療の一部負担金額が重心医療自己負担額に満たない場合についても、菊陽町への請求額は発生しませんが、レセプトへの記載漏れがないようお願いします。また、同一月に再診があった場合などは、重心医療自己負担額に達するまで徴収してください。

4 請求の方法

重心医療のうち、現物給付となる医療費は、医療保険との併用レセプトによる手続きとなります。

【法別番号】 85 【公費負担番号】 85. 43. 080. 9

5 他の公費負担医療制度との優先関係

従来どおり、重心医療よりも自立支援医療(更生医療や精神通院医療)等の他の公費負担医療制度を優先して適用することになります。

そのため、他の公費負担医療制度適用後の受給者負担額について重度心身障害者医療費助成事業の助成対象としてください。

関係機関連絡先

■ レセプトに関するお問合せ

【社会保険について】

社会保険診療報酬支払基金 九州審査事務センター熊本分室

〒860-8533 熊本市中央区本庄町 667-1

TEL : 096-364-0105 FAX:096-364-9685

【国民健康保険分について】

熊本県国民健康保険団体連合会

〒862-8639 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号

・ 医科審査課 TEL : 096-365-1383 ・ 歯科調剤審査課 TEL : 096-365-1491

■ 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関するお問合せ

菊陽町 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

〒869-1192 菊池郡菊陽町久保田 2800 番地

TEL : 096-232-4913